

令 5 介保第 6 4 8 3 号
令和 6 年 1 月 2 6 日

介護保険サービス事業所管理者 様

秋田市長 穂 積 志
(公 印 省 略)

生活相談員の資格要件について（通知）

日頃、本市福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

生活相談員の配置が必要となる施設等における当該職の資格要件は、法令・通知等において「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と規定されており、県が「生活相談員の資格要件」（平成 21 年 6 月付け）で定めており、本市もその規定を準用しております。

この度、県が、令和 6 年 2 月 1 日から次のとおり取扱いを一部改正することとしたことから、本市においても同日から同様の取扱いとすることとしましたので、お知らせします。

1 生活相談員の資格要件

次のいずれかに該当すること。

- (1) 社会福祉主事任用資格
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 介護支援専門員
- (5) 介護福祉士の資格を有し、かつ社会福祉施設等で 3 年以上の介護福祉士としての実務経験のある者

※保有する資格および実務経験等を記載した経歴書ならびに資格証明書等により、資格要件の確認を行います。

参考：秋田県ホームページ <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/78993>
又は、秋田県ホームページの検索バーに「78993」と入力。

担 当 秋田市福祉保健部介護保険課
施設管理担当

電 話 0 1 8 - 8 8 8 - 5 6 7 4

F A X 0 1 8 - 8 8 8 - 5 6 7 3

メール kaigo-jigyosho@city.akita.lg.jp